

坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク募集要項

1 趣旨

坂戸市（以下「市」という。）は、昭和51年9月1日に市制を施行し、令和8年9月1日に市制施行50周年を迎えます。この節目を市全体で祝い、ふるさとへの誇りや愛着を育む機会とするとともに、市の魅力を市内外へ発信するため、「坂戸市市制施行50周年記念ロゴマーク」を募集します。

2 使用目的

最優秀賞受賞作品は、市制施行50周年に関わるPR活動などで幅広く使用します。
※ロゴマークはどなたでも自由に使用できるようにする予定です。

3 応募資格

どなたでも応募できます。

※年齢、住所等の要件は問いません。

※未成年者による応募は、保護者の同意が必要です。

4 応募要件

(1)ロゴマークの要件

- ・坂戸市をイメージし、幅広い年代に親しまれ、「市制施行50周年」であることがわかるデザインとしてください。

また、デザインの中に「2026」を入れてください。

- ・ロゴマークの色はカラーとします。色数は指定しませんが、単色やモノクロでの使用や拡大・縮小での使用を考慮したデザインとしてください。
- ・すべての人に見やすく、伝わりやすいユニバーサルデザインを心掛けてください。
- ・デザインに坂戸市イメージキャラクター「さかろん」を含めることは可能です。その場合、「坂戸市イメージキャラクターさかろんイラスト等使用取扱要綱」、「イラスト表示方法」、「さかろん配色指定」に従い、内容を遵守してください。
- ・応募作品は、応募者本人が創作した未発表のオリジナル作品に限ります。
- ・最優秀賞受賞作品の使用にあたっては、原案を尊重しながら、デザイン補正・修正を加えさせていただく場合、または受賞者にお問い合わせする場合があります。

(2)作成方法

①電子データの場合

ファイル形式をJPEG（カラーモードはCMYK指定）、PNG、PDFのいずれかとし、解像度は350dpi程度、データサイズは5MB以内としてください。

※最優秀賞を受賞した作品は、作成に使用したデータ（AIデータなど）を提供していただきます。

②手書きの場合

所定の応募用紙（A 4 白色用紙に印刷）を縦長で使用し、縦 15cm×横 15cm の枠内にデザインしてください。

(3)応募点数

1 人 1 点まで

5 応募方法

次のいずれかの方法により、応募してください。

(1)電子申請

次の URL または二次元コードから電子申請により必要事項を入力し、作品のデータを添付してください。

【URL】

https://apply.e-tumo.jp/city-sakado-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=102431



(2)電子メール

件名は「50 周年記念ロゴマーク応募」とし、所定の応募用紙に必要事項を記入の上、作品データと併せて提出してください。

(3)窓口

所定の応募用紙に必要事項を記入し、作品と併せて坂戸市役所 3 階政策企画課へお持ちください。

(4)郵送

所定の応募用紙に必要事項を記入し、作品と併せて次の宛先に送付してください。

〒350-0292

埼玉県坂戸市千代田一丁目 1 番 1 号
坂戸市役所 政策企画課

※封筒に「ロゴマーク応募書類在中」と記入してください。

※電子データの作品の場合、CD-R 等の電子記録媒体で提出してください。

※手書きの作品の場合、応募用紙を折り曲げないように注意してください。

※応募用紙は市ホームページに掲載するほか、市内公共施設でも配布しています。

6 募集期間

令和 7 年 1 2 月 1 日（月）まで（必着）

7 選考

選考にあたっては、一次選考を市内選考委員会で行い、二次選考は市内の小中学生による投票を行います。二次選考結果を踏まえ、最終選考を行い、採用作品となる最優秀賞 1 点と次点の優秀賞 2 点を決定します。

8 結果発表

- ・選考結果は市ホームページや広報などで、令和8年1月以降順次お知らせします。
 - ・選考過程や選考結果、選考理由に関する問い合わせには対応できません。
- あらかじめご了承ください。

9 表彰

最優秀賞（採用作品） 1点 賞状及び副賞〔賞金又は商品券3万円、市特産品〕

優秀賞（次点作品） 2点 賞状及び副賞〔賞金又は商品券1万円、市特産品〕

※令和8年1月以降、表彰式を予定しています。現時点で、表彰式の日程は決まっておりませんが、受賞された方は表彰式への出席をお願いします。日程は決まり次第、連絡します。

10 個人情報の取り扱いについて

- (1)応募者の個人情報は適切に管理し、応募内容の確認、作品の選考・発表、受賞者への通知・表彰など、本募集に関すること以外の目的では使用しません。
- (2)受賞された場合、制作者の氏名、年齢、住所（市町村名まで）を、市ホームページ・広報等で公表することがあります。

11 著作権等について

- (1)最優秀賞受賞作品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます）、商標権（商標出願をする権利を含みます）、商品化権、使用权、その他の知的財産権及びそれらの出願をする権利、所有権などに関するすべての権利は市に帰属するものとし、受賞者は当該作品に関し著作者人格権を行使しないものとし、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。
- (2)応募作品が既発表作品と同一、酷似している場合、第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含みます。）、本募集要項に反している場合又は法令に反している場合は、受賞結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。また、既に賞金を授与した後にその事実が判明した場合は、賞金・賞品（または賞品相当額）を返還していただきます。
- (3)応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。市は一切の責任を負いかねます。なお、応募作品に関連して、市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。

12 応募に関する注意事項

- (1)作品提出にかかる費用については、応募者の負担とします。
- (2)応募作品・書類や、提出された電子媒体は返却しません。
- (3)応募作品を提出後に修正することはできません。

(4)受付通知及び不採用通知は行いません。

(5)送付中やメール送信中の事故で作品が届かない場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害で作品を確認できない等の問題が発生した場合、一切責任を負いません。

13 その他の注意事項

(1)以下の応募は選考対象とはなりません。選考結果発表後に以下に該当する事実が判明した場合、受賞を取り消し、応募者は賞金・賞品（または賞品相当額）を返還するものとします。

- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 政党その他の政治団体、宗教に関連するもの
- ・ 特定の企業の営利活動を目的とするもの
- ・ 特定の個人又は団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの
- ・ 特定の人物をモチーフとするもの
- ・ 応募内容に虚偽の記載があった場合
- ・ 応募者の連絡先の記載がない場合や、応募者と連絡が取れない場合
- ・ 受賞作品が既発表のものと同一もしくは類似の場合
- ・ 第三者の知的財産権その他の権利を侵害するおそれがある場合
- ・ 反社会的勢力などからの応募であると判明した場合
- ・ 本募集要項に違反した応募がされた場合
- ・ その他、応募作品の使用にあたり疑義が生じた場合は、市と応募者で協議の上、決定するものとします。

(2)募集要項に記載された事項は、市の判断により、今後、変更または追加することがあります。

(3)市が選考結果を発表するまで、応募作品を他者に公表しないでください。

(4)他のコンクールなどとの同一作品での重複応募は認められません。

(5)応募をもって募集要項に同意いただいたものとみなします。

14 問合せ

〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号

坂戸市役所 総合政策部 政策企画課

TEL:049-283-2673 / FAX:049-282-0039 / Mail:sakado11@city.sakado.lg.jp